

外務省告示第十七號

今般在本邦「ソヴェト」社會主義共和國聯邦大使館ヨリ在本邦同國通商代表部大連支部分行書類ノ署名人タル同支部分部主任「ウニアミン、バシニコフ」(Vainin Pasnikoff)ハ歸國セルニヨリ爾今同支部分部ノ前記書類ニ署名セザルベキ旨並ニ「イワン、イリイッチ、ナバトニコフ」(Ivan Ilich Nabankoff)ハ同通商代表部大連支部分部主任ニ任命セラレ毛皮ニ關スル取引ニ付同支部分部ノ發行スル一切ノ契約書、證書及其ノ他ノ商用書類ニ第二署名ヲ爲スノ權限ヲ與ヘラレタル旨十一月三十日附ヲ以テ通告アリタリ

昭和九年十二月七日

外務大臣 廣田 弘毅

外務省告示第十八號

西班牙國ハ「モロッコ」保護國西班牙地帯及西班牙國諸殖民地ノ爲ニ千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル文學的及美術的著作物保護ニ關スル千八百八十六年九月九日ノ「ベルヌ」條約ニ加入シ右加入ハ昭和九年十二月八日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和九年十二月四日附在本邦瑞西聯邦臨時代理公使通牒)

昭和九年十二月十四日

外務大臣 廣田 弘毅

告知

○御信任狀並御解任狀御下付 滿洲國駐劄南大使ニ對スル

在東京宮城ニ於テ御下付相成タリ	御信任狀並御解任狀奉呈	「アフガニスタン」國駐劄北田公使ハ十一月十五日同國皇帝陛下ニ謁見御信任狀ヲ奉呈セリ	伊太利國駐劄杉村大使ハ十二月四日同國皇帝陛下ニ謁見御信任狀並松島前任大使ノ御解任狀ヲ奉呈セリ	○御委任狀御下付 「サント、ドミンゴ」駐在帝國名譽領事「エステバン、プリエト、ベニヤ」ニ對スル御委任狀十二月七日東京宮城ニ於テ御下付相成タリ	○物品會計官吏責任解除 本省所管物品會計ニ關シ昭和九年十二月十四日左記ノ通夫々認可狀ノ下附アリタリ	一、昭和七年度	證明應 管理 期 官 氏 名	在城西土領事館 自昭和七年四月三十一日 副領事 原田忠一郎	在鄭家屯領事館 自昭和八年八月二十八日 領事 大和久義郎	在敦化分館 自昭和八年八月二十九日 副領事 石塚 邦器	在海龍分館 自昭和八年九月三十一日 同 草野 松雄	在撫順分館 自昭和八年三月三十一日 同 松浦 興	在奉天總領事館 自昭和八年四月三十一日 同 齊藤 孫治	自昭和九年三月三十一日 同 今井 春一	自昭和九年三月三十一日 總領事 蜂谷 輝雄
-----------------	-------------	---	--	--	---	---------	----------------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------------	--------------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------------

○在留禁止 海拉爾駐在帝國領事ハ左記ノ者ニ對シ明治十九年法律第八十號清國及朝鮮國在留帝國國民取締法第一條ニ依リ頭書ノ期間滿洲國在留禁止ノ命令ヲ發セリ

自安亮又ハ舜亮

昭九年十一月十五日 當時滿洲國(住所不定) 物品販賣業

本籍長崎縣北松浦郡獅子 千葉 定義

ヨリ向フ三 村大石脇免六一〇番地 明治三十八年 六月十日生

昭九年十一月十五日 當時滿洲國住所不定 本 無職

昭九年十一月十五日 籍奈良縣宇智郡坂合部村 廣岡 好顯

日ヨリ向フ 大字火打二二ノ二 明治三十九年 十一月二十日生

三年間

宮廷記事

○謁見 本邦駐劄「ブラジル」國特命全權大使「カルロス、マルティンス、ペレイラ、エ、ソウザ」ハ十二月四日午後二時三十分「ホルトガル」國特命全權公使「ドクトル、トーマス、リベイロ、デ、メロ」ハ同三時就モ夫人同伴敬意ヲ表スルタメ 皇太后陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

元本邦駐劄「ブラジル」國特命全權大使「シルヴィノ、グルジニル、ド、アマラル」ハ敬意ヲ表スルタメ十二月八日午前十一時 皇太后陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

本邦駐劄英國特命全權大使「サー、ロバート、ヘンリー、クライヴ」ハ夫人娘同伴敬意ヲ表スルタメ十二月十日午前十一時 皇太后陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

○拜謁並賢所參拜 今般外國ヨリ歸朝又ハ出發ノ特命全權大使永井松三同林久治郎同澤田節藏及特命全權公使笠間果

出張及留學

雄ハ十二月六日午前十時三十分 天皇陛下ニ拜謁引續キ前記諸員並林大使夫人ハ 皇后陛下ニ拜謁畢テ澤田大使並閣公使ハ 賢所參拜仰付ケラレタリ

○御禮電並御答電 天皇陛下ヨリ佛國大統領閣下ヘ大勳位菊花大綬章ヲ御贈進アラセラレタルニ對シ十二月十五日御禮電ヲ寄セラレタリ

○御答電 十一月三十日 天皇陛下ヨリ「メキシコ」國大統領閣下ヘ御發送ノ御祝電ニ對シ十二月四日御答電アリタリ

本省以外ノ官吏等ニシテ海外ヘ出張又ハ留學ヲ命セラレタル者左ノ如シ(括弧内ノ數字ハ發令ノ月日ヲ示ス)

陸軍省

中村 一夫(陸軍砲兵少佐) 暹羅國及歐洲(出張(二、一三))

石山房次郎(陸軍航空兵少佐) 同右(同)

文部省

田村 春吉(名古屋醫科大學長) 香港及中國(出張(二、一〇))

朝鮮總督府

木村 隆(朝鮮總督府水原高等農林學校教授) 作物學及育種學研究ノ爲滿一年六ヶ月米、英、伊及獨ノ各國ニ在留(二、二〇)

臺灣總督府

伊藤 欲典(臺北帝國大學教授) 比律賓(出張(二、一、二七))

